

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

LEC 東京リーガルマインド大学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、LEC 東京リーガルマインド大学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているとは認められない。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、基本的理念に基づいて掲げられており、基本的な使命を踏まえて会計専門職大学院としての固有の使命及び目的を設定し、それを個別具体化する形で教育目標が具体的かつ明確に定められ、簡潔に文章化されている。

使命・目的及び教育目標には、大学の個性・特色が明示され、法令にかなうものとなっており、学則上にも明確に規定されている。また、さまざまな変化への対応として、広く会計実務に携わる現職社会人のリカレント教育機関としての機能を果たすことに重点を置き、社会情勢の変遷に適切に対応している。

使命・目的及び教育目標は、学内掲示等を通じて学内外に周知されており、中期事業計画及び三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）へ適切に反映させている。また、これらを達成するための必要な教育研究組織も整備されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを明確に定め、入学者選抜はアドミッションポリシーを踏まえた上で、適切な体制で実施されている。カリキュラムポリシーは教育目標を踏まえて明確化され、教育課程全体で「理論と実務の融合」を意識した、体系的な教育課程の編成が行われている。また、教育目的を踏まえたディプロマポリシーを策定し、成績評価基準は学則に定められ、成績評価を厳正に行うための仕組みが導入されている。「在院生課外フォロー制度」「修了生キャリアサポート制度」などキャリア支援制度が設けられている。学生へのサービスは、相互交流等、自主的な活動に利用する施設を設置し、きめ細かい支援を行うとともに、学生の意見をくみ上げる体制を整えている。

教員の配置は、必要な専任教員を配置し、設置基準等関係法令の定める教員数・実務家教員数等を確保している。

授業の内容・方法の改善と教員の資質・能力向上を図るための仕組み（FD(Faculty Development)体制)を整えている。また、教育目的を達成するための校地・校舎その他の施設・設備は、規模・教育形態に応じて概ね適切に整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性を維持し、これを学内外に表明するために行動憲章を定めており、自ら設定した使命・目的を実現するために継続的な努力が行われている。教育情報、財務情報の公表については、ホームページに掲載するとともに、周知されている。

学校法人の理事会に当たる学校経営の最高意思決定機関として学校経営委員会を設置し、大学の経営・管理等に関わる重要事項を審議・決定している。

開学以来、学校設置会社の代表取締役が学長を務め、教学側と経営側の最終意思決定は一致して相互にコミュニケーションを図って円滑に行われている。

しかし、学校法人に準じたガバナンス体制を採用しているものの、大学部門の監査を監査役が十分に行っていないことと、近年内部監査も行われていないこと、また評議員会も機能していないことなど、管理運営機関の相互チェックによるガバナンスが適切に機能しているとは言い難く、改善が強く求められる。

大学の使命・目的を実現するため、平成 22(2010)年度より 3 年ごとに中期事業計画を策定し、そこに掲げた基本方針に基づいた大学運営を行っており、平成 27(2015)年には収支を黒字化している。

会計監査は、学校設置会社の監査役が会社法に基づき実施している。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価活動は、「LEC 東京リーガルマインド大学院大学自己点検・評価に関する規則」に基づき自己点検・評価委員会を組織し、自主的・自律的に実施している。自己点検・評価は、二つの認証評価を交互に受けることに合わせて行われている。

自己点検・評価の報告書はホームページに掲載して、社会に公表すると同時に学内でも共有されており、自己点検・評価の結果は大学運営の改善・向上に反映されていると言える。

現状把握のためのデータや情報の収集は職員が担当して、それらのエビデンスに基づいて自己点検・評価委員会が分析及び評価に取り組んでいる。しかし、今回の認証評価における書面質問に対しては事実と異なる回答をしていたため、自己点検・評価のチェック体制、更にはガバナンスを徹底するよう強く改善を求める。

総じて、大学の基本理念をもとに、社会人のリカレント教育に重点を置いて小規模の会計専門職大学院としての特徴を生かし、きめ細かい指導体制を実践するとともに研究者と実務家の共同授業の採用など独創的な工夫が見られる点は評価できる。しかし、監査役が大学の十分な監査を行っていないなど、大学のガバナンスの機能性に関しては、緊急の課題があり、法人全体の見直しが求められる。また、書面質問に事実と異なる回答をしていた点については、監査業務に対する質問であるという質問内容の重要性と回答プロセスも踏まえると、評価に対する誠実性を損なう行為であると言わざるを得ない。再発防止を強く求めるものである。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.理論と実務を融合した教育活動」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は、「広範な社会人層に対してより高度で実践的な会計専門教育を提供する」という基本的理念に基づいて掲げられており、前文で「社会人の再教育」の重要性と論理的思考力・表現力の養成の重視を明確にしつつ、会計専門職大学院としての固有の使命及び目的を設定している。

使命は「理論と実務の融合」を実現する教育・研究活動により、経済社会の発展に資することを、目的においていかなる会計専門職業人を養成するかということをも個別具体化する形で教育目標として明確に定められ、大学の使命・目的及び教育目標は簡潔に文章化されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目標には、「理論と実務の融合した良質な教育の提供」や「質の高い会計専門職業人を養成すること」等の大学の個性・特色が明示され、法令に定める大学及び専門職大学院一般の目的・使命にかなうものとなっており、学則に明確に規定されている。また、さまざまな変化への対応として、広く会計実務に携わる現職社会人のリカレント教育機関としての機能を果たすことに重点を置いて、使命・目的及び教育目標の見直しを行い、社会情勢の変遷に適切に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目標は、学則に明確に規定され、役員・教職員に対して確認されている。また、ホームページ、大学案内パンフレット、学生募集要項や学内掲示等を通じて学内外に周知されており、中期事業計画及び三つの方針へ適切に反映されている。使命・目的及び教育目標を踏まえ、高度専門職研究科会計専門職専攻（専門職学位課程）を設置しており、使命・目的及び教育目的を達成するための必要な教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは明確に定められ、ホームページ、大学案内パンフレット、学生募集要項などを通じて公表されている。内容については、社会の変化に対応するべく随時見直しが行われている。また、アドミッションポリシーに合致した学生を多く受入れるため、会計・税務に関する業務経験や関連資格取得といった出願要件を設定しており、資格取得を目指す現職社会人の便宜に配慮するため、春期・秋期にそれぞれ一般入学試験・AO 入学試験を実施するなど、学生受入れ方法に工夫も見られる。

入学者選抜は、アドミッションポリシーを踏まえた上で、問題作成マニュアルや面接試験要項等に沿って、全ての教職員で分担しつつ、適切な体制のもとに実施されている。

なお、平成 28(2016)年度以前の入学定員充足率の大幅な超過状態は現在では解消されており、改善が見られる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

カリキュラムポリシーは教育目標を踏まえて明確化され、ディプロマポリシーに即しており、ホームページなどを通じて公表されている。また、教育課程全体で「理論と実務の融合」を意識し、カリキュラムポリシーに基づいた体系的な教育課程の編成が行われている。具体的な科目内容は、会計大学院コア・カリキュラムに準拠するものになっている。

マイルストーン管理や ICT（情報通信技術）の積極的な活用に代表される修士論文指導の手厚さ、現職社会人のニーズに的確に対応するための履修コース制の導入、実務家教員と研究者教員の共同授業の積極的な実施など授業内容・方法に関する独創的な工夫が見られる。

学則において年間の履修登録単位数の上限を定めるとともに、履修指導要項に明記するなど、単位制度の実質を保つための工夫が行われている。

【優れた点】

○修士論文指導にマイルストーン管理の手法を取入れ、集団指導制度と併せて効果をより高める取組みを行っている点は高く評価できる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教員と職員は意思疎通を図りながら大学運営に当たっており、学内の各委員会とともに構成員として参加し、さまざまな学務に協力している。学修・授業支援のために二人の TA が置かれており、簿記等の基礎知識の補習や資格試験面での指導を希望する学生の相談に応じている。

学修及び授業支援に関する学生の意見をくみ上げる仕組みとして、全科目 2 回ずつ実施する授業評価アンケートが活用されている。特に、5 回目の講義終了時点で中間アンケートが実施され、速やかな改善につながられている。

中途退学者の理由を集計・分析するとともに、再入学規程により就学意思のある者に再入学の機会を提供している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえたディプロマポリシーが策定され、公表されている。大学院全体に関わる成績評価基準は学則に定められているほか、学生便覧、履修指導要項にも明記され、各 Semester の履修オリエンテーションにおいて説明されている。

成績評価を厳正に行うために、教員と事務局が相互に確認して最終評価を確定する仕組みが導入されている。課程の修了認定及び修士論文の審査は、規則に基づいて適正に行われている。

他の大学院で履修する単位の認定、入学前に他の大学院で履修した既修得単位の認定につきそれぞれ学則第 24 条及び第 25 条で定めているなど、単位認定、進級の要件は明確化されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

学生の多くが社会人であるため、キャリアガイダンスや就職支援のニーズは少ないが、職業経験のない学生も少数ながら在籍しており、基本的な支援体制が整えられている。自習室内に就職関連の説明会、セミナー、求人情報等の就職に関する情報を提供する進路情報コーナーが設置されている。また、事務局の教務部担当職員が履修登録に関する事項を中心に一次的な相談を受け、個々の希望や必要性に応じて随時、学生支援担当職員や教員等との面談を行っている。

キャリア支援制度として、「在院生課外フォロー制度」「修了生キャリアサポート制度」が設けられている。また、学生が利用できる職業インターンシップとして、会計大学院協会が取りまとめて実施している「監査法人インターンシップ」を推奨している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生に対する意見聴取は、全科目で実施する授業アンケートに学修成果や満足度あるい

は実務・キャリアへの貢献度に関する問いを設けることにより実施されており、集計結果もホームページで公表されている。また、学生の資格取得状況や就職状況等の調査により、教育目的の達成状況について点検・評価が行われている。就業中の者が在学し修了後も同じ職場で勤務を続けるケースが多いため、修了後も事務局から定期的に公認会計士試験・税理士試験の合格状況等をヒアリングしている。

修了生に対する意見聴取は、修了生座談会やパンフレット作成時の修了生インタビュー等によって随時行われている。

これらの調査結果は研究科委員会等で報告され、カリキュラム編成や学生募集に活用されているほか、ホームページやパンフレットに掲載して学外にも公表されている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生相談等はまず事務局に置かれた学生部の担当職員が対応し、組織的な検討が必要な場合は、学生支援委員会及び研究科委員会で検討している。24 時間受付可能な相談窓口として一時受付にはメールやホームページ上のフォームを用いているが、直接面談を行う方が適切であると判断する場合は、適宜面談を行っている。健康に関する相談については、学外の診療所（学校医）及び予約制のカウンセラー窓口により対応している。

学生に対する経済的支援制度としては、学費・奨学金の事務を担当する学生支援担当職員が経済的な相談に随時対応しており、必要に応じて教員や事務局責任者も関与している。

学生生活に関する意見、要望の把握のために意見箱を図書館に設置し、学生部が意見等を取りまとめて教職員又は委員会に諮り回答している。

【参考意見】

○救護室が設置されているものの、開室時間帯や常駐スタッフの配置など運用面の是正が望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員は、学位の種類及び分野に応じて必要な専任教員を配置し、専門職大学院設置基準等関係法令の定める教員数・実務家教員数等を確保している。専任教員はいずれも設置基準の定める要件を充足しているものの、業務委託契約に基づく雇用によるものが多い。専任教員の年齢バランスについては、実務経験を重視することから実務家教員において年齢層が高くなっていることを除けば、適切な年齢バランスを維持する努力がなされている。

専任教員の採用や昇格に関しては教員任用規則及び業績審査委員会規程などが整備されている。

授業の内容・方法の改善と教員の資質・能力向上を図るための仕組み（FD 体制）として、FD 委員会が、授業評価アンケートの内容の検討を行っている。また、実務家教員と研究者教員の共同授業は、教育指導方法に関する相互チェックに活用されている。

専任教員に対しては個人研究費及び研究手当を支給し研究支援に努めている。

【改善を要する点】

○専任教員のうち業務委託契約による者が多いことについて改善が必要である。

【参考意見】

○総合教員研修は平成 26(2014)年 12 月以降、開催されておらず、継続的实施が望ましい。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教室、自習室、図書館、研究室（共同研究室を含む）、事務室、学生ラウンジ、講義準備室、学長室等を有しており、教育目的を達成するための校地・校舎その他の施設・設備は、規模・教育形態に応じて概ね適切に整備されている。エレベータ、身障者用トイレを設置し、体の不自由な学生については、対象者の状況・要望を確認しながら受入れを行うなどバリアフリーにも一定の配慮がなされている。

図書館、自習室及びラウンジは、授業開始前及び終了後の時間帯並びに土曜日・日曜日も開室し、学生が自主学修や相互交流のため自由に利用できるように配慮している。

少人数教育を掲げる専門職大学院制度の趣旨と授業科目の性質を踏まえ必要に応じて履修人数制限や複数開講を実施し、受講者数の適切な管理に努め、いずれの科目も大幅に定員を超過しないように努めている。

【参考意見】

○キャンパスには、エレベータが設置されているものの地上からエレベータ乗降口まで階段を使用しなくてはならない建物があり、教室はもとより図書館へのアクセスも車椅子利用者などには困難であるため、早急のバリアフリー化が望まれる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

経営の規律と誠実性を維持し、これを学内外に表明するために、行動憲章を定めており、自ら設定した使命・目的を実現するために継続的な努力が行われている。

大学の設置主体は構造改革特別区域法上の学校設置会社ではあるが、私立学校法の趣旨に基づき、学校法人の制度に準じた組織を設けるなどして、質の保証を担保している。

レジユメのペーパーレス化などの環境保全、ハラスメント防止のための規程等の体制整備や周知、公益通報・相談窓口の設置などの人権・安全に関する配慮を行っている。

教育情報については、法令に基づく事項をホームページ等に掲載しており、教育研究活動の成果である「LEC 会計大学院紀要」も原則としてホームページに掲載している。また、財務情報についても、大学部門の損益計算書・貸借対照表をホームページに掲載するとともに、利害関係人が業務状況書類等を閲覧できるような体制を整備し、周知している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

学校法人の理事会に当たる学校経営の最高意思決定機関として学校経営委員会を置き、

大学の経営等に関わる重要事項を審議・決定している。学校経営委員の選任は取締役会が行うが、教学面の最高責任者である学長が必ず学校経営委員となることが学校経営委員会規則に定められている。学校経営委員会の審議事項等についても同規則に明文で定められている。学校経営委員会は、組織上は学校設置会社の取締役会の下に位置付けられるが、大学の経営・管理に関する重要な意思決定については、この学校経営委員会で完結する体制となっている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

教学に関する事項は、研究科委員会（教授会）において審議した後、学長が決定することになっており、経営に関する事項は、学校経営委員会で審議・決定することになっている。研究科委員会は、学則及び研究科委員会規則の定めに基づき、教学に関する事項について審議を行っている。

開学以来、学校設置会社の代表取締役が学長を務め、学校経営委員会の委員長を兼任しており、教学側と経営側の最終意思は一致しているといえる。

学長を補佐する体制として副学長が二人選任されており、一人は経営面を、もう一人は教学面を担当している。後者については、学長の委嘱を受けて、研究科長と学長の相互連携を進める役割を担っている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしていない。

【理由】

学校経営委員会の委員には、学長はもちろん、研究科委員会の構成員である副学長、研究科長及び事務局長が就任しており、教学側と経営側が相互にコミュニケーションを図ることのできる環境にある。学校経営委員会及び学長は、それぞれ定められた事項につき独自に決定を行うことができるが、教学及び大学の管理運営に関して研究科委員会の判断が尊重されている。

学校法人に準じたガバナンス体制を採用しているものの、監査役が大学部門の監査を十分に行っていないこと、近年内部監査も行われていないこと、評議員会も機能していないことなどからすれば、管理運営機関の相互チェックによるガバナンスが適切に機能しているとは言い難く、その改善が強く求められる。

【改善を要する点】

- 学校設置会社の監査役が教学面の監査を行っておらず、監査計画も立てていないこと、学校経営委員会にも出席していないことをはじめとして、監査役が大学部門の監査を十分に行っていない点は改善が必要である。
- 内部監査規程を設けているものの、近年内部監査を行っていない点は改善が必要である。
- 監査役監査の業務内容に関する書面質問に対して、実際に行っていない業務を行っていると回答したことは改善が必要である。
- 近年の評議員会がほぼ開催されておらず、かつ、大学の運営状況と事業計画の報告にとどまっているなど、評議員会が十分に機能していないと認められる点は改善が必要である。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

大学の事務運営のための固有組織として会計大学院事務局が置かれ、事務組織の長としての事務局長のもとで各職員が学生支援、教育・研究支援、入学試験等の業務を所掌している。小規模大学であるため事務局の規模は小さいが、学校設置会社の関係部署と適宜連携を図りつつ運営に当たっている。教職協働を進めるため、各種専門委員会の委員として事務職員も参加している。

経営・教学に関する管理体制としては、学校経営委員会と研究科委員会を中心に構築されており、事務に関しては事務局長が各職員の業務を管理している。

SD(Staff Development)としては、学校設置会社の人事部による各種社員研修が実施されている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 22(2010)年度より 3 年ごとに中期事業計画を策定し、そこに掲げた基本方針に基づいた大学運営を行っている。大学単独の損益計算書において、平成 26(2014)年度まで支出超過の状態が続いたが、学校経営委員会が策定した志願者増加策、事業収入増加策、コスト削減策を履行することによって、平成 27(2015)年度に収支黒字に転じた。平成 29(2017)年度から平成 31(2019)年度までの 3 年間の中期事業計画においては、ダイレクトメール等による情報発信強化など学生募集活動に注力するほか、新たな特待生制度の導入を計画しており、今年度以降についても収支均衡が見込まれる。

また、修了生や修了生が所属する会計事務所等を対象とした課外講座の実施を計画するなど新たな収入源の確保にも努めている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校設置会社の経理部署が企業会計原則及び「株式会社東京リーガルマインド 経理規程」に基づき適正に実施している。大学の事務局長と学校設置会社の経理部署は「経費予実績システム」で毎月末の経費使用実績を確認しており、経費予算の執行状況についても適切に管理している。また、学生数の変動や事業の見直しなどによって予算とのかい離が生じた場合は補正予算を編成している。

会計監査は、学校設置会社の監査役が会社法に基づき実施している。平成 22(2010)年度以降の会計については、千代田区との協定に基づき監査法人による監査も実施している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、「LEC 東京リーガルマインド大学院大学自己点検・評価に関する規則」に基づき自己点検・評価委員会を組織し、自主的・自律的に実施している。また、学外の専門家を自己点検・評価委員として選任することを規則に定めており、より客観性の高い自己点検・評価を行うよう努めている。

自己点検・評価は、平成 17(2005)年度より実施しているが、平成 20(2008)年度以降は専門職大学院を対象とした分野別認証評価と大学機関別認証評価を交互に受けることに合わせて行うこととしており、ほぼ 3 年に 1 回の周期で実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしていない。

【理由】

自己点検・評価の報告書はホームページに掲載し、社会に公表している。また、自己点検・評価の結果や認証評価で受けた指摘事項などは学校経営委員会や研究科委員会で報告され、教職員への周知も行っている。

現状把握のためのデータや情報の収集は総務部担当職員が担当して行っており、それらのエビデンスに基づいて自己点検・評価委員会が基準項目ごとに役割分担し、分析及び評価を行っている。

しかしながら、今回の大学機関別認証評価において、監査役監査の業務内容に関する書面質問に事実と異なる回答をしていたことが実地調査時に判明した。これは質問内容の重要性と、その回答プロセスも踏まえると、評価に対する誠実性を損なう行為であると言わざるを得ない。今後はこのようなことがないように自己点検・評価のチェック体制、更にはガバナンスを徹底するよう強く改善を求めるものである。

【改善を要する点】

○書面質問に対して事実と異なる回答をしたことは、評価に対する誠実性を損なう行為であるため、今後はこのようなことがないように自己点検・評価のチェック体制、更にはガバナンスを徹底するよう改善が必要である。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

「LEC 東京リーガルマインド大学院大学自己点検・評価に関する規則」において、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められたものについては改善に努めなければならないと定めている。

平成 25(2013)年度の自己点検・評価において改善プランとして掲げられた 2 年を超えて在学する学生の増加については、学校経営委員会及び研究科委員会で検討した上で、修士論文指導体制の強化や在学延長制度の見直しなどの対策が講じられている。また、研究室の整備についても全員に専用席を付与し、来年度にかけては個室化も計画していることなどから、自己点検・評価の結果は大学運営の改善・向上に反映されていると言える。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 理論と実務を融合した教育活動

A-1 理論と実務の融合した良質な教育を提供するための体制整備

- A-1-① 理論と実務の融合に資する教員組織の編成
- A-1-② 理論と実務の融合を実現する教育課程の編成

A-2 理論と実務を融合した教育活動の質の保証

- A-2-① 理論と実務を融合した教育活動の達成状況の把握と改善

【概評】

理論と実務の融合した良質な教育を提供するため、教員組織の編成において、研究活動の面でも実績を有する実務家を重視しており、なかでも、会計専門職の重点領域となる会計三分野と法律領域で実務家教員の比率は高くなっている。

教育課程は、会計専門職大学院制度と同コア・カリキュラムに準拠した枠組みを採用し、全領域で基本科目、発展科目、応用実践科目の三区分を設けている。基本科目は基礎理論を、発展科目は基礎理論と実務の結びつきを、応用実践科目は、実務への応用実践を重視していて、これらの区分と狙いに基づいて教員を配置している。修士論文指導に際しては、理論を踏まえつつ実務的な改善策ないしは解決策を導くために集団指導体制をとっており、税理士等の税法実務に詳しい実務家教員、博士学位取得者を中心とする研究者教員、アカデミック・ライティング指導訓練を受けた修士課程修了者を中心とするライティング指導教員の三者が指導チームを編成し、理論と実務の融合した論文の作成指導に当たっており、教育課程の編成で特筆すべきものといえる。「理論と実務の融合」を具体化する取組みである実務家教員と研究者教員の共同授業は、教育指導方法に関する相互チェックにも活用されており、FD の観点からも今後も積極的に取り組むことが期待される。

理論と実務を融合した教育活動の達成状況の把握は、使命・目的・教育目標に照らしたシラバスの適切性に関するレビュー、学生に対するアンケート結果の共有、更に成績評価に関するレビューなど、FD 委員会を基軸にカリキュラム検討委員会及び研究科委員会が、質保証の観点から達成状況の把握と改善に取り組んでいる。FD 活動を含めて、これらの取り組みについては、ホームページに掲載しているほか、紀要にも掲載し学外への発信にも配慮している。

